

保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定事業所 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長
(公 印 省 略)

平成29年度介護保険サービス事業者に対する集団指導の実施について（通知）

県福祉行政の推進については、平素から格段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険サービス事業者における事業運営のより一層の適正化を図るため、下記のとおり集団指導を実施しますので、各事業所の管理者等の出席をお願いします。

また、会場の都合上、出席いただけるのは、いずれの会場でも1事業所1サービスにつき1名とさせていただきます。（1つのサービスで居宅サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1サービスとしてカウントしてください）

つきましては、県ホームページ「きのくに介護 de ネット」

(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>) に出席表を掲載していますので、**当該出席表に出席者を記入のうえ、平成29年10月13日（金）までに**県長寿社会課サービス指導班あて送付（FAX可）願います。

また、決められた会場に出席できない事業所については、他の会場に出席してください。

記

1. 日時及び場所等

| 日 時 | 場 所 | 事業所対象地域 | 出席人数 |
|------------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------|
| 【紀北会場】 11月20日（月） 13:00～17:00 | 和歌山県民文化会館大ホール 所在：和歌山市小松原通1-1 TEL：073-436-1331 | 海草（和歌山市除く）・ 那賀・伊都・有田振興局 管内の事業所 | 1事業所1サー ビスにつき1名 |
| 【紀南会場】 11月21日（火） 13:00～17:00 | 紀南文化会館大ホール 所在：田辺市新屋敷町1 TEL：0739-25-3033 | 日高・西牟婁・東牟婁 振興局管内の事業所 | 1事業所1サー ビスにつき1名 |

※会場周辺は駐車場が少ないので、公共交通機関の利用や乗り合わせによりご来場ください。

2. 対象

保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定事業所で、介護保険サービスを実施されている事業所

※保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定事業所で、介護保険サービスを実施されていない事業所は出席していただく必要はありません

3. 受付時間 12時00分～12時55分

4. 内 容（予定）

13:10～14:20 ①事業所運営等に係る留意点について（居宅系サービス）

14:30～16:00 ②居宅系・施設系サービスに係る共通事項について

- ・防犯対策の強化について
- ・災害対策の強化について
- ・労働条件の管理について
- ・介護報酬請求上の留意点について
- ・高齢者虐待防止法について 他

16:10～17:00 ③事業所運営等に係る留意点について（施設系サービス）

<裏面へ続く>

4. 配布資料

きのくに介護 de ネットに掲載しますので、「事業所運営等に係る留意点について」は各サービス分を各自印刷したうえで持参して下さい。

なお、「居宅系・施設系サービスに係る共通事項について」は当日配布しますので、印刷する必要はありません。

《掲載予定日：平成29年11月8日（水）》

5. 留意事項

- ① 本通知による集団指導の対象となる事業者は県指定の事業者とします。
- ② 集団指導の出席は、保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定を受けるための条件の一つとして行われるものではありません。
- ③ 平成29年度集団指導出席表の提出にあたっては、締切厳守をお願いします。
また、集団指導当日に同出席表の写しを再度受付に提出願います（集団指導の対象事業者が出席表を提出していない場合は欠席扱いとなります）。
なお、出席者の報告後、変更があった場合は、当日変更後の出席表を提出願います（再度《修正・差し替え》の報告は不要）。
- ④ 欠席される事業所へ後日資料送付は行いません。集団指導開催後、県ホームページ「きのくに介護 de ネット」に掲載しますので、そちらから各自ダウンロードしてください。

長寿社会課サービス指導班

TEL 073-441-2527

FAX 073-441-2523